

# 北九州市公報

発 行 所  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北 九 州 市 役 所

## 目 次

| ◇ 条 例   | ページ |
|---|-----|
| ○ 北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例【総務局人事部<br>給与課】   | 9   |
| ○ 北九州市債権管理条例【財政局債権管理室】  | 11  |
| ○ 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市教育<br>施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【産業経済局<br>観光にぎわい部門司港レトロ課】 | 15  |
| ○ 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する<br>条例【産業経済局農林水産部総合農事センター】                             | 17  |
| ○ 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部<br>を改正する条例【建築都市局計画部都市計画課】                             | 20  |
| ○ 北九州市港湾施設管理条例の一部を改正する条例【港湾空港局港営部<br>港営課】   | 22  |
| ○ 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例<br>【教育委員会中央図書館奉仕課】                                    | 23  |
| ◇ 規 則   |     |
| ○ 北九州市債権管理条例施行規則【財政局債権管理室】  | 24  |
| ○ 北九州市港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則【港湾空港<br>局港営部港営課】   | 26  |
| ○ 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則【総務局人事部給与<br>課】   | 27  |
| ◇ 公 告   |     |
| ○ 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】  | 38  |
| ○ モーターボート競走法に係る事務の委託【産業経済局事業部競艇事務<br>所】   | 39  |

- 特定調達契約の落札者の決定【市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課】 4 0
- 請負契約に係る一般競争入札の公告（8件）【技術監理局契約部契約課】 4 1

◇ 上下水道局

- 請負契約に係る一般競争入札の公告（8件）【上下水道局総務経営部総務課】 5 7

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

雇用保険の失業等給付の拡充に係る国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、失業者の退職手当について、次のとおり国に準じた措置を講じることにしました。

- 1 基本手当に相当する退職手当について、一定の要件に該当する場合に給付日数の延長を行うことにしました。
- 2 移転費に相当する退職手当について、支給対象となる者の範囲を拡大することにしました。

この条例は、1については平成29年6月21日から、2については平成30年1月1日から施行することにしました。

### ◇北九州市債権管理条例

市の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、市の債権の適正な管理を確保し、もって公正かつ円滑な行財政運営に資するため、この条例を制定することにしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 強制徴収債権に共通する徴収猶予制度を整備することにしました。
- 2 非強制徴収債権について一定の要件に該当する場合は、債権を放棄することができることにしました。
- 3 債務者にとって有益であると認められる場合には、市長等が保有する当該債務者の強制徴収債権に関する情報を非強制徴収債権の徴収手続において利用することにしました。

この条例は、平成29年6月21日から施行することにしました。

◇北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 次のとおり観光施設を設置することにしました。

|    |                 |
|----|-----------------|
| 名称 | 北九州市大連友好記念館     |
| 位置 | 北九州市門司区東港町1番12号 |

- 2 北九州市立国際友好記念図書館を廃止することにしました。

この条例は、1については規則で定める日から、2については平成30年4月1日から施行することにしました。

### ◇北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市立総合農事センターについて、利用料金制度を導入するため、利用料金の上限額を次のとおり定めることにしました。

| 施設の<br>種類             | 金額               |                   |                            | 備考  |
|-----------------------|------------------|-------------------|----------------------------|---|
| 農事セ<br>ンター            | 冷蔵<br>庫          | 0.06立方メ<br>ートルにつき | 日額<br>市外居住者30円<br>市内居住者20円 | 1 体積は、冷蔵処理物の容器の体積とする。<br>2 体積が0.06立方メートルに満たないとき、又は体積に0.06立方メートル未満の端数があるときは、0.06立方メートルとして計算する。<br>3 入庫日及び出庫日は、それぞれ1日として計算する。<br>4 利用料金は、出庫の際に納入すること。 |
| 展<br>示<br>ホ<br>ー<br>ル | 一                | 9時～12時            | 12時～16時30分                 | 1 営利のための即売会を主たる目的とする利用及び入場料等を徴収する利用に係る場合の額は、規定の額の15割に相当する額とする。<br>2 冷暖房設備を利用する場合の冷暖房設備の額は、実費に相当する額の範囲内で市長が別に定める。                                    |
|                       | 全<br>区<br>画      | 3,600円            | 5,400円                     |   |
|                       | 区<br>画<br>A      | 2,800円            | 4,200円                     |   |
|                       | 区<br>画<br>B      | 800円              | 1,200円                     |   |
| A研<br>修室              | 1時間又はその端数ごとに800円 |                   |                            |   |
| B研                    | 1時間又はその端数ごとに300円 |                   |                            |   |

|             |                  |              |           |         |  |
|-------------|------------------|--------------|-----------|---------|--|
| 修室          |                  |              |           |         |  |
| 小会議室        | 1時間又はその端数ごとに100円 |              |           |         |  |
| 駐車場         | 普通自動車            | 大型自動車及び中型自動車 | 1台1回      | 1,000円  | <p>1 大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律による改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。</p> <p>2 利用料金は、自動車を出庫させる際に納入すること。ただし、回数券に係る利用料金は、これを発行する際に納入すること。</p> |
|             |                  | 普通自動車        | 1時間まで     | 100円    |  |
|             |                  |              | 1時間を超える場合 | 300円    |  |
|             | 回数券による駐車         | 100円券1枚      |           | 1,000円  |  |
|             |                  | 100円券120枚    |           | 10,000円 |  |
| 100円券1,250枚 |                  |              | 100,000円  |         |  |

この条例は、規則で定める日から施行することにしました。

#### ◇北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

1 用途地域の見直しによる市街化区域編入等に伴い、地区計画を変更したので、次の区域に関する規定を改めることにしました。

- (1) 上吉田五丁目地区地区整備計画区域
- (2) 曾根地区地区整備計画区域
- (3) 吉田にれの木坂地区地区整備計画区域

2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。

この条例は、平成29年6月21日から施行することにしました。

#### ◇北九州市港湾施設管理条例の一部を改正する条例

港湾施設（旧大連航路上屋及び北九州市旧門司税関を除く。）について、指定管理者の指定のの特例等を定めることにしました。

この条例は、平成29年6月21日から施行することにしました。

#### ◇北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市立視聴覚センターを次のとおり移転することにしました。

|     |                  |
|-----|------------------|
| 改正前 | 北九州市小倉北区域内4番1号   |
| 改正後 | 北九州市八幡西区相生町20番1号 |

この条例は、規則で定める日から施行することにしました。

#### ◇北九州市債権管理条例施行規則

北九州市債権管理条例の施行に関し、台帳記載事項等必要な事項を定めることにしました。

この規則は、平成29年6月21日から施行することにしました。



#### **◇北九州市港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則**

港湾施設（旧大連航路上屋及び北九州市旧門司税関を除く。）について、指定管理者に管理を行わせようとする港湾施設の概要等の公表の特例を設けることにしました。

この規則は、平成29年6月21日から施行することにしました。

#### **◇失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則**

北九州市職員退職手当支給条例の一部改正に伴い、失業者の退職手当について、雇用保険の基本手当に相当する退職手当の給付日数が延長される者等を定めることにしました。

この規則は、平成29年6月21日から施行することにしました。



北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月21日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第20号

北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

北九州市職員退職手当支給条例（昭和38年北九州市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの  
第9条第11項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加える。

付則に次の1項を加える。

24 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」と

あるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由

により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

と

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、任命権者が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げるものを除く。）

」

する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条第11項第5号の改正規定及び付則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の北九州市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第9条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例付則第24項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した北九州市職員退職手当支給条例第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）であって、同条例第9条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第9条第11項（第5号に係る部分に限り、北九州市職員退職手当支給条例第9条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が付則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

北九州市債権管理条例をここに公布する。

平成29年6月21日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第21号

北九州市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、市の債権の適正な管理を確保し、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。

(2) 強制徴収債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができることとされている分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づくものをいう。

(3) 非強制徴収債権 市の債権のうち、強制徴収債権以外のものをいう。

(他の法令との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくは規則（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。次条において同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長等の責務等)

第4条 市長及び公営企業管理者（以下「市長等」という。）は、法令又は条例若しくは規則の定めに従い、市の債権を適正に管理しなければならない。

2 市長は、市の債権の適正な管理を確保するための基本方針を策定するものとする。

(台帳の整備)

第5条 市長等は、規則で定める事項を記載した、市の債権を適正に管理するための台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）によるものを含む。）を整備するものとする。

(徴収猶予)

第6条 市長等は、強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合において、その該当する事実に基づき、債務者が当該強制徴収債権に係る市の徴収金を一時に納付することができないと認められるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

(1) 債務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。

(2) 債務者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。

(3) 債務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。

(4) 債務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。

(5) 前各号のいずれかに該当する事実と類する事実があったとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項に定めるもののほか、強制徴収債権の徴収猶予については、地方税の例による。

(債権放棄)

第7条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金（以下この条において「当該債権等」という。）の全部又は一部を放棄することができる。

(1) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権等につきその責任を免れたとき。

(2) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合、相続人が存在しない場合又は相続人の存在が明らかでない場合において、その相続財産の価額が、強制執行をした場合の費用及び当該債権等に優先して弁済を受ける権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の2の規定による強制執行等又は同令第171条の4の規定による債権の申出等の措置をとってもなお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済される見込みがないと認められるとき。

(4) 当該債権等について地方自治法施行令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から3年を経

過した後においてもなお履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。

(5) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けているとき、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難であると認められた場合において、弁済される見込みがないと認められるとき。

(6) 当該債権等（消滅時効について時効の援用を要するものに限る。）について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）。

2 市長は、前項の規定により市長等が当該債権等を放棄したときは、その放棄した日の属する年度の翌年度に、放棄した当該債権等の種類及び金額その他規則で定める事項を議会に報告しなければならない。

（情報の利用）

第8条 市長等は、債務者にとって有益であると認められる場合には、北九州市個人情報保護条例（平成16年北九州市条例第51号）の定めるところにより、当該債務者の同意に基づき、市長等が保有する当該債務者の強制徴収債権に関する情報を当該債務者の非強制徴収債権の徴収手続において利用するものとする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（北九州市国民健康保険条例の一部改正）

2 北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第24条を次のように改める。

（徴収猶予）

第24条 保険料の徴収猶予については、北九州市債権管理条例（平成29年北九州市条例第21号）第6条に定めるところによる。

（北九州広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

3 北九州広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和50年北九州市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第7条各号列記以外の部分中「により」の次に「別に定める期間において

」を加え、同条第2号を次のように改める。

(2) 北九州市債権管理条例（平成29年北九州市条例第21号）第6条第1項第1号から第5号までに定める事実が生じたことにより、当該負担金を納付することが困難となったため徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。

（北九州市介護保険条例の一部改正）

4 北九州市介護保険条例（平成12年北九州市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

（保険料の徴収猶予）

第15条 保険料の徴収猶予については、北九州市債権管理条例（平成29年北九州市条例第21号）第6条に定めるところによる。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 6 月 21 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 22 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例 (昭和 47 年北九州市条例第 6 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 の観光施設の項中

「

|              |                   |
|--------------|-------------------|
| 北九州市旧門司三井倶楽部 | 北九州市門司区港町 7 番 1 号 |
|--------------|-------------------|

を

」

「

|              |                      |
|--------------|----------------------|
| 北九州市旧門司三井倶楽部 | 北九州市門司区港町 7 番 1 号    |
| 北九州市大連友好記念館  | 北九州市門司区東港町 1 番 1 2 号 |

に

」

改める。

(北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例 (昭和 47 年北九州市条例第 8 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 の図書館の項中

「

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 〃 国際友好記念 〃 | 〃 門司区東港町 1 番 1 2 号 |
| 〃 門司 〃     | 〃 〃 老松町 3 番 3 号    |

を

」

「



|        |                     |
|--------|---------------------|
| 〃 門司 〃 | 〃 門司区老松町 3 番<br>3 号 |
|--------|---------------------|

に

」

改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月21日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第23号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2の農事センターの項を削る。

別表第3の関門海峡ミュージアムの駐車場の項中「改正前の道路交通法」を「道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「改正前の道路交通法」という。）」に改め、同表中

「

|  |      |      |      |      |  |
|--|------|------|------|------|--|
|  | 会議室C | 180円 | 350円 | 550円 |  |
|--|------|------|------|------|--|

を

」

「

|        | 会議室C | 180円          | 350円                       | 550円 |   |
|--------|------|---------------|----------------------------|------|---|
| 農事センター | 冷蔵庫  | 0.06立方メートルにつき | 日額<br>市外居住者30円<br>市内居住者20円 |      | 1 体積は、冷蔵処理物の容器の体積とする。<br>2 体積が0.06立方メートルに満たないとき、又は体積に0.06立方メートル未満の端数があるときは、0.06立方メートルとして計算する。<br>3 入庫日及び出 |

」

|       |                  |              |            |        |  |
|-------|------------------|--------------|------------|--------|--|
|       |                  |              |            |        | 庫日は、それぞれ1日として計算する。<br>4 利用料金は、出庫の際に納入すること。   |
| 展示ホール | —                | 9時～12時       | 12時～16時30分 |        | 1 営利のための即売会を主たる目的とする利用及び入場料等を徴収する利用に係る場合の額は、規定の額の15割に相当する額とする。<br>2 冷暖房設備を利用する場合の冷暖房設備の額は、実費に相当する額の範囲内で市長が別に定める。 |
|       | 全区画              | 3,600円       | 5,400円     |        |  |
|       | 区画A              | 2,800円       | 4,200円     |        |  |
|       | 区画B              | 800円         | 1,200円     |        |  |
| A研修室  | 1時間又はその端数ごとに800円 |              |            |        |  |
| B研修室  | 1時間又はその端数ごとに300円 |              |            |        |  |
| 小会議室  | 1時間又はその端数ごとに100円 |              |            |        |  |
| 駐車場   | 普通駐車             | 大型自動車及び中型自動車 | 1台<br>1回   | 1,000円 | 1 大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。<br>2 利用料金は、自動車を出庫させる際に納入すること。ただし                               |

に

|  |          |       |           |          |                               |
|--|----------|-------|-----------|----------|-------------------------------|
|  |          | 車     | 1時間まで     | 100円     | 、回数券に係る利用料金は、これを発行する際に納入すること。 |
|  |          |       | 1時間を超える場合 | 300円     |                               |
|  | 回数券による駐車 | 100円券 | 11枚       | 1,000円   |                               |
|  |          |       | 12枚       | 10,000円  |                               |
|  |          |       | 1,250枚    | 100,000円 |                               |

」

改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の別表第2に規定する農事センターの駐車場の回数券でこの条例の施行の日前に発行されているものについては、改正後の別表第3に規定する農事センターの駐車場の回数券として、同日以後においても、なお使用することができる。

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月21日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第24号

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年北九州市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第2の西鉄到津ニュータウンまなづる台地区整備計画区域の項ア欄各号列記以外の部分中「及びこれに付属する建築物」を削り、同欄第2号を次のように改める。

- (2) 令第130条の5の2第1号から第3号まで及び第5号に掲げる用途に供するもの（食堂及び喫茶店を除く。）

別表第2の西鉄到津ニュータウンまなづる台地区整備計画区域の項ア欄に次の1号を加える。

- (3) 前2号の建築物に付属するもの

別表第2の上吉田五丁目地区地区整備計画区域の項中「10分の6」、「10分の4」及び「10メートル」を削り、同表の曾根地区地区整備計画区域の医療・生活A地区の項ア欄第9号中「類する」の次に「用途に供する」を加え、同欄第11号中「（法別表第2（ほ）項に掲げるものを除く。）」を削り、同項中「10分の20」及び「10分の6」を削り、同表の曾根地区地区整備計画区域の医療・生活B地区の項ア欄第15号中「（法別表第2（ほ）項に掲げるものを除く。）」を削り、同項中「10分の20」及び「10分の6」を削り、同表の曾根地区地区整備計画区域の医療・生活C地区の項ア欄第12号中「（法別表第2（ほ）項に掲げるものを除く。）」を削り、同項中「10分の20」及び「10分の6」を削り、同表の曾根地区地区整備計画区域の医療地区の項及び曾根地区地区整備計画区域の新産業地区の項中「10分の20」及び「10分の6」を削り、同表の吉田にれの木坂地区地区整備計画区域の住宅地区の項中

|       |       |                          |                          |         |   |        |       |
|-------|-------|--------------------------|--------------------------|---------|---|--------|-------|
| 10分の6 | 10分の4 | 200平方メートル（集会所若しくは公民館又は巡査 | 外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離 | 1.0メートル | (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3.0メートル以下であるもの<br>(2) 物置その他これに類 | 10メートル | 7メートル |
|-------|-------|--------------------------|--------------------------|---------|---|--------|-------|

|  |  |                                      |  |  |  |  |  |  |  |   |
|--|--|--------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|---|
|  |  | 派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地を除く。） |  |  | する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの |  |  |  |  | を |
|--|--|--------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|---|

|  |  |  |  |  |  |  |  |       |  |   |
|--|--|--|--|--|--|--|--|-------|--|---|
|  |  | 200平方メートル（集会所若しくは公民館又は巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地を除く。） |  |  |  |  |  | 7メートル |  | に |
|--|--|--|--|--|--|--|--|-------|--|---|

改め、同表の吉田にれの木坂地区地区整備計画区域の沿道地区の項ア欄中第15号を削り、第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 前各号の建築物に付属しない自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの（3階以上の部分はその用途に供するものを除く。）

別表第2の吉田にれの木坂地区地区整備計画区域の沿道地区の項中「10分の20」及び「10分の6」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 6 月 21 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 25 号

北九州市港湾施設管理条例の一部を改正する条例

北九州市港湾施設管理条例（昭和 52 年北九州市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条の 3 第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 港湾施設（旧大連航路上屋及び北九州市旧門司税関を除く。）の指定管理者の指定に係る前項に規定する申請については、市長が当該港湾施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に必要があると認めるときは、市長が適当と認めたものに限り、当該申請をすることができる。

第 29 条の 4 第 2 号中「関すること」の次に「（旧大連航路上屋に限る。）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。



北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 6 月 21 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 26 号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の視聴覚センターの項中

「

|                    |
|--------------------|
| 北九州市小倉北区城内 4 番 1 号 |
|--------------------|

」を

「

|                      |
|----------------------|
| 北九州市八幡西区相生町 20 番 1 号 |
|----------------------|

」に

改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

北九州市債権管理条例施行規則をここに公布する。

平成29年6月21日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第42号

北九州市債権管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市債権管理条例（平成29年北九州市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(台帳記載事項)

第2条 条例第5条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の債権（以下「債権」という。）の種類
- (2) 債務者の住所及び氏名又は名称
- (3) 債権の額
- (4) 債権の履行期限
- (5) 債権の発生原因及び発生年度
- (6) 債権の徴収、処分等の履歴
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(徴収猶予)

第3条 条例第6条第1項第6号の市長が特に必要があると認めるときは、次の各号に掲げる強制徴収債権の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- (1) 北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）第10条の保険料 次に掲げる場合
  - ア 納付義務者と同一世帯内の被保険者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。
  - イ 納付義務者が失業したとき。
  - ウ ア又はイのいずれかに該当する事実が類する事実があったとき。
- (2) 北九州市介護保険条例（平成12年北九州市条例第16号）第10条の規定による保険料 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者について次の事実が認められる場合
  - ア 震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。
  - イ 死亡したとき。
  - ウ 事業を廃止し、又は休止したとき。
  - エ 事業につき著しい損失を受けたとき。
  - オ 失業したとき。

カ アからオまでのいずれかに該当する事実と類する事実があったとき。

(議会への報告)

第4条 条例第7条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 放棄した当該債権等の件数

(2) 当該債権等を放棄した理由

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、債権の管理に関し必要な事項は、財政局長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(北九州市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

2 北九州市国民健康保険条例施行規則(昭和43年北九州市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「前項に規定する理由により、」を「条例第24条に規定する」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

第12条第1項中「第9条第1項各号」を「北九州市債権管理条例(平成29年北九州市条例第21号)第6条第1項各号」に改める。

(北九州市介護保険の実施に関する規則の一部改正)

3 北九州市介護保険の実施に関する規則(平成12年北九州市規則第69号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「条例第15条各号」を「北九州市債権管理条例(平成29年北九州市条例第21号)第6条第1項各号」に改める。

北九州市港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

平成 29 年 6 月 21 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 43 号

北九州市港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市港湾施設管理条例施行規則（昭和 52 年北九州市規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「条例」を「北九州市港湾施設管理条例（昭和 52 年北九州市条例第 7 号。以下「条例」という。）」に改める。

第 38 条の 3 に次のただし書を加える。

ただし、条例第 29 条の 3 第 2 項の場合においては、この限りでない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月21日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第44号

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当支給規則（昭和44年北九州市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2号を次のように改める。

(2) 条例第7条の2第10項に規定する認定を受けて同条第15項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第3条の2第6号中「退職した者」の次に「その他その者の事情によらないで退職した者」を加える。

第10条の次に次の1条を加える。

(条例第9条第10項第2号に規定する規則で定める者)

第10条の2 条例第9条第10項第2号アに規定する規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。

(1) 雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者 退職した職員であって、同号に掲げる者に該当するもの

(2) 雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者 退職した職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた北九州市の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同号に掲げる者に該当するもの

(3) 雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する者 退職した職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた北九州市の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同号に掲げる者に該当するもの

2 条例第9条第10項第2号イに規定する規則で定める者は、前項第2号に定める者とする。

第2号様式（表面）中

「

|    |              |    |   |   |       |   |
|----|--------------|----|---|---|-------|---|
| 技能 | 受講手当         | 日額 | 円 | 月 | 日支給開始 |   |
| 習得 | 特定職種<br>受講手当 | 月額 | 円 | 月 | 日支給開始 | を |

|    |      |    |   |       |
|----|------|----|---|-------|
| 手当 | 通所手当 | 月額 | 円 | 月支給開始 |
|----|------|----|---|-------|

」

「

|                |      |    |   |   |       |
|----------------|------|----|---|---|-------|
| 技能<br>習得<br>手当 | 受講手当 | 日額 | 円 | 月 | 日支給開始 |
|                | 通所手当 | 月額 | 円 |   | 月支給開始 |

に

」

改める。

第2号様式（別紙）を次のように改める。

第2号様式(別紙)

| ② 退職理由  |                          |  |             |
|---|--------------------------|--|-------------|
| 任命権者の記載欄  | 退職者の記載欄                  | 退職の理由  | ※公共職業安定所記載欄 |
| <input type="checkbox"/>  |                          | 1 定年又は任期満了によるもの  |             |
| <input type="checkbox"/>  |                          | (1) 定年による退職(定年 歳)  |             |
| <input type="checkbox"/>  |                          | (2) 任期満了による退職  |             |
| <input type="checkbox"/>  |                          | 2 任命権者からの働きかけ等によるもの  |             |
| <input type="checkbox"/>  |                          | (1) 懲戒免職等処分  |             |
| <input type="checkbox"/>  |                          | (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合に限る。)又はこれに準ずる退職      |             |
| <input type="checkbox"/>  |                          | (3) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職      |             |
| <input type="checkbox"/>  |                          | (4) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分                         |             |
| <input type="checkbox"/>  |                          | (5) 地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定による免職又はこれに準ずる処分                    |             |
| <input type="checkbox"/>  |                          | (6) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分                                |             |
| <input type="checkbox"/>  |                          | (7) 北九州市職員退職手当支給条例第7条の2第10項に規定する認定を受けて同条第15項第3号に規定する退職すべき期日に退職 |             |
| <input type="checkbox"/>  |                          | 3 公務上の傷病による退職  |             |
| <input type="checkbox"/>  |                          | 4 職員の個人的な事情に起因する退職   |             |
|   | <input type="checkbox"/> | (1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があったため                                    |             |
|   | <input type="checkbox"/> | (2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があったため                                       |             |
|   | <input type="checkbox"/> | (3) 家庭の事情の急変(父母の扶養、親族の介護等)があったため                               |             |
|   | <input type="checkbox"/> | (4) 配偶者等との別居生活が継続困難となったため                                      |             |
|   | <input type="checkbox"/> | (5) 転居により通勤困難となったため<br>(新住所: )                                 |             |
|   | <input type="checkbox"/> | (6) その他<br>(具体的に )   |             |
| <input type="checkbox"/>  |                          | 5 その他(1-4のいずれにも該当しない場合)  |             |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     具体的事情記載欄(任命権者用)                 </div> |                          |  |             |

注1 退職理由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があるので、適正に記入してください。

2 ※印欄には記載しないこと。

(日本工業規格A4)



第4号様式（表面）中

「

|    |              |    |   |   |       |
|----|--------------|----|---|---|-------|
| 技能 | 受講手当         | 日額 | 円 | 月 | 日支給開始 |
| 習得 | 特定職種<br>受講手当 | 月額 | 円 | 月 | 日支給開始 |
| 手当 | 通所手当         | 月額 | 円 |   | 月支給開始 |

を

」

「

|    |      |    |   |   |       |
|----|------|----|---|---|-------|
| 技能 | 受講手当 | 日額 | 円 | 月 | 日支給開始 |
| 習得 |      |    |   |   |       |
| 手当 | 通所手当 | 月額 | 円 |   | 月支給開始 |

に

」

改める。

第4号様式（裏面）中

「

| 受講手当     |      | 特定職種<br>受講手当 | 通所手当 |
|----------|------|--------------|------|
| 支給<br>日数 | 支給金額 | 支給金額         | 支給金額 |
| 日        | 円    | 円            | 円    |
| 日        | 円    | 円            | 円    |
| 日        | 円    | 円            | 円    |
| 日        | 円    | 円            | 円    |
| 日        | 円    | 円            | 円    |

を

」

「

| 受講手当 |      | 通所手当 |
|------|------|------|
| 支給日数 | 支給金額 | 支給金額 |
| 日    | 円    | 円    |
| 日    | 円    | 円    |
| 日    | 円    | 円    |
| 日    | 円    | 円    |
| 日    | 円    | 円    |

に、

」

「

| 鉄道賃 | 船賃 | 車賃 | 移転料 | 着後手当 | 計 |
|-----|----|----|-----|------|---|
| 円   | 円  | 円  |     |      | 円 |
| 円   | 円  | 円  |     |      | 円 |

を

」

「

| 鉄道賃 | 船賃 | 航空賃 | 車賃 | 移転料 | 着後手当 | 計 |
|-----|----|-----|----|-----|------|---|
| 円   | 円  | 円   | 円  |     |      | 円 |
| 円   | 円  | 円   | 円  |     |      | 円 |

に、

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|

」

「広域求職活動費に相当する」を「求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する」に、

「

|     |    |    |     |   |
|-----|----|----|-----|---|
| 鉄道賃 | 船賃 | 車賃 | 宿泊料 | 計 |
| 円   | 円  | 円  | 円   | 円 |

を

」

「

|     |    |     |    |     |   |
|-----|----|-----|----|-----|---|
| 鉄道賃 | 船賃 | 航空賃 | 車賃 | 宿泊料 | 計 |
| 円   | 円  | 円   | 円  | 円   | 円 |

に

」

改める。

第4号様式（別紙）を次のように改める。

第4号様式 (別紙)

| 退職理由   |                          |  |            |
|--|--------------------------|--|------------|
| 処理欄  | 退職者の申出                   | 退職の理由  | 公共職業安定所の意見 |
| <input type="checkbox"/>   | -----                    | 1 定年又は任期満了によるもの  |            |
| <input type="checkbox"/>   | -----                    | (1) 定年による退職(定年 歳)  |            |
| <input type="checkbox"/>   | -----                    | (2) 任期満了による退職  |            |
| <input type="checkbox"/>   | -----                    | 2 任命権者からの働きかけ等によるもの  |            |
| <input type="checkbox"/>   | -----                    | (1) 懲戒免職等処分  |            |
| <input type="checkbox"/>   | -----                    | (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合に限る。)又はこれに準ずる退職      |            |
| <input type="checkbox"/>   | -----                    | (3) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職      |            |
| <input type="checkbox"/>   | -----                    | (4) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分                         |            |
| <input type="checkbox"/>   | -----                    | (5) 地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定による免職又はこれに準ずる処分                    |            |
| <input type="checkbox"/>   | -----                    | (6) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分                                |            |
| <input type="checkbox"/>   | -----                    | (7) 北九州市職員退職手当支給条例第7条の2第10項に規定する認定を受けて同条第15項第3号に規定する退職すべき期日に退職 |            |
| <input type="checkbox"/>   | -----                    | 3 公務上の傷病による退職  |            |
| <input type="checkbox"/>   | -----                    | 4 職員の個人的な事情に起因する退職   |            |
|  | <input type="checkbox"/> | --- (1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があったため                                |            |
|  | <input type="checkbox"/> | --- (2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があったため                                   |            |
|  | <input type="checkbox"/> | --- (3) 家庭の事情の急変(父母の扶養、親族の介護等)があったため                           |            |
|  | <input type="checkbox"/> | --- (4) 配偶者等との別居生活が継続困難となったため                                  |            |
|  | <input type="checkbox"/> | --- (5) 転居により通勤困難となったため<br>(新住所：<br>)                          |            |
|  | <input type="checkbox"/> | --- (6) その他<br>(具体的に )   |            |
| <input type="checkbox"/>   | -----                    | 5 その他(1-4のいずれにも該当しない場合)  |            |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     具体的事情記載欄                 </div> |                          |  |            |

(日本工業規格A4)

第9号様式（表面）中

「

|      |  |          |  |      |  |
|------|--|----------|--|------|--|
| 退所日数 |  | 特定職種受講日数 |  | 寄宿日数 |  |
|------|--|----------|--|------|--|

を

」

「

|      |  |      |  |
|------|--|------|--|
| 通所日数 |  | 寄宿日数 |  |
|------|--|------|--|

に

」

改める。

第11号様式（裏面）を次のように改める。

第11号様式(裏面)

| 退職理由                     |                          |  | ※<br>公共職業安定所記載欄 |
|--------------------------|--------------------------|--|-----------------|
| 任命権者の記載欄                 | 退職者の記載欄                  | 退職の理由  |                 |
| <input type="checkbox"/> | -----                    | 1 定年又は任期満了によるもの  |                 |
| <input type="checkbox"/> | -----                    | (1) 定年による退職(定年 歳)  |                 |
| <input type="checkbox"/> | -----                    | (2) 任期満了による退職  |                 |
| <input type="checkbox"/> | -----                    | 2 任命権者からの働きかけ等によるもの  |                 |
| <input type="checkbox"/> | -----                    | (1) 懲戒免職等処分  |                 |
| <input type="checkbox"/> | -----                    | (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合に限る。)又はこれに準ずる退職      |                 |
| <input type="checkbox"/> | -----                    | (3) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職      |                 |
| <input type="checkbox"/> | -----                    | (4) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分                         |                 |
| <input type="checkbox"/> | -----                    | (5) 地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定による免職又はこれに準ずる処分                    |                 |
| <input type="checkbox"/> | -----                    | (6) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分                                |                 |
| <input type="checkbox"/> | -----                    | (7) 北九州市職員退職手当支給条例第7条の2第10項に規定する認定を受けて同条第15項第3号に規定する退職すべき期日に退職 |                 |
| <input type="checkbox"/> | -----                    | 3 公務上の傷病による退職  |                 |
| <input type="checkbox"/> | -----                    | 4 職員の個人的な事情に起因する退職   |                 |
|                          | <input type="checkbox"/> | --- (1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があったため                                |                 |
|                          | <input type="checkbox"/> | --- (2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があったため                                   |                 |
|                          | <input type="checkbox"/> | --- (3) 家庭の事情の急変(父母の扶養、親族の介護等)があったため                           |                 |
|                          | <input type="checkbox"/> | --- (4) 配偶者等との別居生活が継続困難となったため                                  |                 |
|                          | <input type="checkbox"/> | --- (5) 転居により通勤困難となったため<br>(新住所: )                             |                 |
|                          | <input type="checkbox"/> | --- (6) その他<br>(具体的に )   |                 |
| <input type="checkbox"/> | -----                    | 5 その他(1-4のいずれにも該当しない場合)  |                 |
|                          |                          | 具体的事情記載欄(任命権者用)  |                 |

注1 退職理由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があるので、適正に記入してください。

2 ※印欄には記載しないこと。

(日本工業規格A4)

第13号様式（表面）中「公共職業安定所又は」を「公共職業安定所、地方公共団体又は」に改める。

第13号様式（裏面）の注書第1項中「＝支給対象期間」の次に「（就業手当に相当する退職手当）」を、「＝確認日」の次に「（就業手当に相当する退職手当）」を加え、同様式（裏面）の注書第8項中「なお」の次に「、「地方公共団体」とは、職業安定法の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをいい」を加える。

第14号様式（裏面）の注書第2項中「又は被保険者手帳」を削る。

第15号様式（表面）中

「

|               |  |               |  |
|---------------|--|---------------|--|
| ⑨乗車（船）<br>の場所 |  | ⑩下車（船）<br>の場所 |  |
|---------------|--|---------------|--|

を

」

「

|                         |  |                         |  |
|-------------------------|--|-------------------------|--|
| ⑨乗車（船）<br>の場所<br>（出発空港） |  | ⑩下車（船）<br>の場所<br>（到着空港） |  |
|-------------------------|--|-------------------------|--|

に、

」

「

| ※船賃 |    | ※車賃 |     | ※移転料 |     |
|-----|----|-----|-----|------|-----|
| 距離  | 運賃 | 距離  | 支給額 | 距離   | 支給額 |
| k m | 円  | k m | 円   |      |     |
|     |    |     |     |      |     |
|     |    |     |     |      |     |
|     |    |     |     |      |     |
|     |    |     |     |      |     |
|     |    |     |     | k m  | 円   |

を

」

「

| ※船賃 |    | ※航空賃 |    | ※車賃 |     | ※移転料 |     |
|-----|----|------|----|-----|-----|------|-----|
| 距離  | 運賃 | 距離   | 運賃 | 距離  | 支給額 | 距離   | 支給額 |
| k m | 円  | k m  | 円  | k m | 円   |      |     |
|     |    |      |    |     |     |      |     |

|  |  |  |  |  |  |    |   |
|--|--|--|--|--|--|----|---|
|  |  |  |  |  |  |    |   |
|  |  |  |  |  |  |    |   |
|  |  |  |  |  |  |    |   |
|  |  |  |  |  |  |    |   |
|  |  |  |  |  |  |    |   |
|  |  |  |  |  |  | km | 円 |

改める。

第16号様式中

| 船 賃 |    | 車 賃 |     |
|-----|----|-----|-----|
| 距離  | 運賃 | 距離  | 支給額 |
| km  | 円  | km  | 円   |
|     |    |     |     |
|     |    |     |     |
|     |    |     |     |
|     |    |     |     |
|     |    |     |     |

を

| 船 賃 |    | 航空賃 |    | 車 賃 |     |
|-----|----|-----|----|-----|-----|
| 距離  | 運賃 | 距離  | 運賃 | 距離  | 支給額 |
| km  | 円  | km  | 円  | km  | 円   |
|     |    |     |    |     |     |
|     |    |     |    |     |     |
|     |    |     |    |     |     |
|     |    |     |    |     |     |
|     |    |     |    |     |     |

に

改める。

第16号様式の2（裏面）の注書第1項中「短期訓練受講費」を「求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当」に改める。

第16号様式の3（裏面）の注書第1項中「求職活動関係役務利用費）」を「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当）」に、「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）支給申請書」を「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書」に、「求職活動関係役務利用費の」を「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当の」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。



北九州市公告第432号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成29年6月21日

北九州市長 北 橋 健 治

| 開発区域に含まれる地域の名称                                | 開発行為者   |
|---|---|
| 北九州市八幡西区木屋瀬二丁目543番1及び543番2のうち                 | 北九州市小倉南区下石田一丁目7番20号<br>林田幸年                             |
| 北九州市小倉南区横代東町二丁目760番4、760番8、761番2、762番1及び762番2 | 北九州市小倉南区横代東町二丁目11番8号<br>松田高雄                            |
| 北九州市八幡西区若葉三丁目477番2及び477番6から477番16まで           | 北九州市八幡西区本城学研台三丁目17番15-104号<br>株式会社アースティック<br>代表取締役 佐藤俊明 |

北九州市公告第433号

モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第3条第2号に係る事務を私人に委託したので、モーターボート競走法施行規則（昭和26年運輸省令第59号）第2条第3項及び北九州市モーターボート競走法第3条の規定に基づく事務の委託に関する要綱第8条の規定により次のとおり公告する。

平成29年6月21日

北九州市長 北 橋 健 治

1 受託者の名称及び住所

(1) 日本トーター株式会社

東京都港区港南二丁目16番1号

(2) 一般財団法人BOATRACE振興会

東京都港区三田三丁目12番12号

2 委託契約年月日

平成29年4月1日

3 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

北九州市公告第434号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年6月21日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量  
北九州市立スポーツ・文化施設（29施設）電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課  
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成29年5月31日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社北九州パワー  
北九州市戸畑区中原新町2番1号
- 5 落札金額  
1億447万1,141円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成29年4月20日
- 8 落札方法  
最低価格による。

北九州市公告第436号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年6月21日

北九州市長 北 橋 健 治

|                    |  |   |
|--------------------|--|---|
| 1 工事概要             | 工事名  | 花尾小学校グラウンドスプリンクラー設置工事   |
|                    | 工事場所   | 北九州市八幡東区祇園一丁目6番1号   |
|                    | 工事内容   | 花尾小学校のグラウンドにスプリンクラーを設置する工事  |
|                    | 工期   | 請負契約締結の日から平成29年12月20日まで   |
|                    | 予定価格   | 1,866万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）  |
|                    | 総合評価落札方式   | 適用しない。  |
|                    | 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）   | 登録  |
| 登録工種               |  | 管工事（希望順位が第1順位であること。）  |
| 等級（注2）             |  | A又はB  |
| 許可                 |  | 管工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。   |
| 所在地                |  | 本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。  |
| 実績                 |  | 平成24年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の管工事（都市ガス又はLPガスに係る工事を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。      |
| 3 契約条項を示す場所及び期間    | 手持工事等  | Aランク業者については予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した管工事（都市ガス又はLPガスに係る工事を除く。）で平成29年6月19日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。 |
|                    | 技術者  | この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。   |
|                    | その他  | 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。   |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間 | 場所   | 北九州市小倉北区域内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課  |
|                    | 期間   | この公告の日から本件開札日まで（注4）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで   |
| 5 入札書の受付期間         | (1)  | この公告の日から平成29年6月26日まで（注4）の毎日午前9時から午後4時30分まで  |
|                    | (2)  | 平成29年6月27日 午前9時から正午まで   |
| 6 開札の場所及び日時        | (1)  | 平成29年7月6日及び同月7日 午前9時から午後7時まで  |
|                    | (2)  | 平成29年7月10日 午前9時から午後4時30分まで  |
| 7 入札及び契約に関する条件     | 場所   | 北九州市小倉北区域内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課  |
|                    | 日時   | 平成29年7月11日 午前9時36分  |
|                    | 最低制限価格   | 設ける。  |
| 8 入札の無効            | 入札保証金  | 免除する。   |
|                    | 契約保証金  | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。   |
| 9 入札の無効            | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。   |   |
|                    | (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札<br>(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札<br>(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札<br>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札 |   |
| 10 入札の無効           | (1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。  |   |
|                    | (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。   |   |

|   |   |
|---|---|
| 9 その他   | <p>(3) 下請代金の総額が3,000万円以上(建築一式工事においては4,500万円以上)の場合、以下に定める届出の義務を履行していない一次下請建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)名等を建設業担当部局(福岡県建築指導課等)に通報する。</p> <p>ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務</p> <p>イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務</p> <p>ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務</p> <p>(4) 本工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることのできる工事である。兼任を認める要件については、北九州市契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照すること。</p> <p>(5) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課(電話 093-582-2256)とする。</p> |
| <p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第59号)第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注4 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p> |   |

北九州市公告第437号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年6月21日

北九州市長 北橋健治

|  |  |   |
|--|--|---|
| 1 工事概要   | 工事名  | 八枝市民センター大規模改修工事   |
|  | 工事場所   | 北九州市八幡西区八枝三丁目8番1号   |
|  | 工事内容   | 八枝市民センターの大規模改修工事を行うもの   |
|  | 工期   | 請負契約締結の日から平成30年2月15日まで  |
|  | 予定価格   | 7,952万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）  |
|  | 総合評価落札方式   | 適用しない。  |
| 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）   | 登録   | 建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。   |
|  | 登録工種   | 建築工事（希望順位が第1順位であること。）   |
|  | 等級（注2）   | A   |
|  | 許可   | 建築工事業について特定建設業の許可を受けていること。  |
|  | 所在地  | 本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。  |
|  | 実績   | 平成24年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の建築工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとしたものも含む。）又は契約の実績があること。 |
| 手持工事等  | 本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の建築工事で平成29年6月19日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。                     |   |
|  | 技術者  | この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。   |
|  | その他  | 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。   |
| 3 契約条項を示す場所及び期間  | 場所   | 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課   |
|  | 期間   | この公告の日から本件開札日まで（注4）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで   |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間   | (1)  | この公告の日から平成29年6月26日まで（注4）の毎日午前9時から午後4時30分まで  |
|  | (2)  | 平成29年6月27日 午前9時から正午まで   |
| 5 入札書の受付期間   | (1)  | 平成29年7月6日及び同月7日 午前9時から午後7時まで  |
|  | (2)  | 平成29年7月10日 午前9時から午後4時30分まで  |
| 6 開札の場所及び日時  | 場所   | 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課   |
|  | 日時   | 平成29年7月11日 午前9時20分  |
| 7 入札及び契約に関する条件   | 最低制限価格   | 設ける。  |
|  | 入札保証金  | 免除する。   |
|  | 契約保証金  | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。   |
| 8 入札の無効  | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。   |   |
|  | (1)  | この公告に示した競争参加資格のない者のした入札   |
|  | (2)  | 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札   |
|  | (3)  | 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札  |
|  | (4)  | 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札  |
| 9 その他  | (1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。  |   |
|  | (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。   |   |
|  | (3) 下請代金の総額が3,000万円以上（建築一式工事においては4,500万円以上）の場合、以下に定める届出の義務を履行していない一次下請建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）名等を建設業担当部局（福岡県建築指導課等）に通報する。 |   |
|  | ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務  |   |
|  | イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務   |   |
| ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務                                    |  |   |
| (4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。                 |  |   |
| 注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。 |  |   |
| 注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。                                      |  |   |

注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。  
注4 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第438号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年6月21日

北九州市長 北 橋 健 治

|                                |   |   |
|--------------------------------|---|---|
| 1 工事概要                         | 工事名   | 八枝市民センター大規模改修電気工事   |
|                                | 工事場所  | 北九州市八幡西区八枝三丁目8番1号   |
|                                | 工事内容  | 八枝市民センター大規模改修に係る電気工事を行うもの。  |
|                                | 工期  | 請負契約締結の日から平成30年2月15日まで  |
|                                | 予定価格  | 2,229万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）  |
|                                | 総合評価落札方式  | 適用しない。  |
| 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。） | 登録  | 建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。  |
|                                | 登録工種  | 電気工事（希望順位が第1順位であること。）   |
|                                | 等級（注2）  | A又はB  |
|                                | 許可  | 電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。  |
|                                | 所在地   | 本店又は主たる営業所（注3）が北九州市若松区内、八幡東区内、八幡西区内又は戸畑区内にあること。   |
|                                | 実績  | 平成24年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものも含む。）又は契約の実績があること。  |
| 手持工事等                          |   | （1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、Aランク業者については予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。<br>ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者であるとき。<br>イ 工事の施工の一時中止（注4）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。<br>ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注5）を協議（注6）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。<br>（2） Aランク業者については予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）で平成29年6月19日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。 |
|                                | 技術者   | この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。   |
|                                | その他   | 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。   |
| 3 契約条項を示す場所及び期間                | 場所  | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課  |
| 期間                             | この公告の日から本件開札日まで（注7）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで                     |   |
| 4 入札の中止                        | 本件工事に関連する「八枝市民センター大規模改修工事」が入札不成立となった場合は、本件工事の入札を中止する。                       |   |
| 5 競争参加資格確認申請書の提出期間             | （1） この公告の日から平成29年6月26日まで（注7）の毎日午前9時から午後4時30分まで<br>（2） 平成29年6月27日 午前9時から正午まで |   |
| 6 入札書の受付期間                     | （1） 平成29年7月6日及び同月7日 午前9時から午後7時まで<br>（2） 平成29年7月10日 午前9時から午後4時30分まで          |   |
| 7 開札の場所及び日時                    | 場所  | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課  |
| 日時                             | 平成29年7月11日 午前9時28分  |   |
| 8 入札及び契約に関する条件                 | 最低制限価格  | 設ける。  |
|                                | 入札保証金   | 免除する。   |
|                                | 契約保証金   | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。   |
| 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。       |   |   |



|  |   |
|--|---|
| 9 入札の無効  | <p>(1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札</p> <p>(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札</p> <p>(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札</p> <p>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札</p>   |
| 10 その他   | <p>(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) 下請代金の総額が3,000万円以上（建築一式工事においては4,500万円以上）の場合、以下に定める届出の義務を履行していない一次下請建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）名等を建設業担当部局（福岡県建築指導課等）に通報する。</p> <p>ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務</p> <p>イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務</p> <p>ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務</p> <p>(4) 本工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることのできる工事である。兼任を認める要件については、北九州市契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領」を参照すること。</p> <p>(5) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</p> |
| <p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注4 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注5 北九州市工事請負契約約款第25条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第25条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注7 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p> |   |

北九州市公告第439号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年6月21日

北九州市長 北 橋 健 治

|                    |   |   |
|--------------------|---|---|
| 1 工事概要             | 工事名   | 八枝市民センター大規模改修機械工事   |
|                    | 工事場所  | 北九州市八幡西区八枝三丁目8番1号   |
|                    | 工事内容  | 八枝市民センターの大規模改修機械工事  |
|                    | 工期  | 請負契約締結の日から平成30年2月15日まで  |
|                    | 予定価格  | 1,151万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）  |
|                    | 総合評価落札方式  | 適用しない。  |
|                    | 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）  | 登録  |
| 登録工種               |   | 管工事（希望順位が第1順位であること。）  |
| 等級（注2）             |   | A又はB  |
| 許可                 |   | 管工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。   |
| 所在地                |   | 本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。  |
| 実績                 |   | 平成24年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の管工事（都市ガス又はLPガスに係る工事を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。      |
| 手持工事等              | 技術者   | Aランク業者については予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した管工事（都市ガス又はLPガスに係る工事を除く。）で平成29年6月19日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。 |
|                    | その他   | この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。   |
|                    | その他   | 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。   |
| 3 契約条項を示す場所及び期間    | 場所  | 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課   |
|                    | 期間  | この公告の日から本件開札日まで（注4）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで   |
| 4 入札の中止            | 本件工事に関連する「八枝市民センター大規模改修工事」が入札不成立となった場合は、本件工事の入札を中止する。   |   |
| 5 競争参加資格確認申請書の提出期間 | （1） この公告の日から平成29年6月26日まで（注4）の毎日午前9時から午後4時30分まで<br>（2） 平成29年6月27日 午前9時から正午まで   |   |
| 6 入札書の受付期間         | （1） 平成29年7月6日及び同月7日 午前9時から午後7時まで<br>（2） 平成29年7月10日 午前9時から午後4時30分まで  |   |
| 7 開札の場所及び日時        | 場所  | 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課   |
|                    | 日時  | 平成29年7月11日 午前9時44分  |
| 8 入札及び契約に関する条件     | 最低制限価格  | 設ける。  |
|                    | 入札保証金   | 免除する。   |
| 9 入札の無効            | 契約保証金   | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。   |
|                    | 無効  | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。<br>（1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札<br>（2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札<br>（3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札<br>（4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札                    |
|                    | （1） この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。<br>（2） 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 |   |

|   |   |
|---|---|
| 10 その他  | <p>(3) 下請代金の総額が3,000万円以上(建築一式工事においては4,500万円以上)の場合、以下に定める届出の義務を履行していない一次下請建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)名等を建設業担当部局(福岡県建築指導課等)に通報する。</p> <p>ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務</p> <p>イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務</p> <p>ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務</p> <p>(4) 本工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることができる工事である。兼任を認める要件については、北九州市契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照すること。</p> <p>(5) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課(電話 093-582-2256)とする。</p> |
| <p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第59号)第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注4 この公告第3項及び第5項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p> |   |

北九州市公告第440号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年6月21日

北九州市長 北橋 健治

|                                |   |  |
|--------------------------------|---|--|
| 1 工事概要                         | 工事名   | 都市モノレール小倉線RC支柱補修補強工事（29-1）   |
|                                | 工事場所  | 北九州市小倉南区守恒本町一丁目ほか  |
|                                | 工事内容  | 工事延長 610メートル ほか  |
|                                | 工期  | 請負契約締結の日から平成30年3月15日まで   |
|                                | 予定価格  | 1億2,062万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）   |
|                                | 総合評価落札方式  | 適用する。ただし、一括審査方式とする。詳細を入札説明書で必ず確認すること。  |
|                                | 受発注者間情報共有システム   | 試行対象としない。  |
| 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。） | 登録  | 建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。  |
|                                | 登録工種  | 土木工事（希望順位が第1順位であること。）  |
|                                | 等級（注2）  | A  |
|                                | 許可  | 土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。   |
|                                | 所在地   | 本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。   |
|                                | 実績  | 平成24年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争で参加資格有りとしたものも含む。）又は契約の実績があること。  |
|                                | 手持工事等   | （1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が平成28年度又は平成29年度に発注した予定価格（注4）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中（受発注者間情報共有システム試行対象工事を落札した者で契約手続中のものを含む。）でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。<br>ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。<br>イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。<br>ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。<br>（2） 本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で平成29年6月19日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。 |
| 技術者                            | この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。 |  |
| その他                            | 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。   |  |
| 3 契約条項を示す場所及び期間                | 場所  | 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課  |
|                                | 期間  | この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで  |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間             | （1） この公告の日から平成29年6月26日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで<br>（2） 平成29年6月27日 午前9時から正午まで             |  |
| 5 入札書の受付期間                     | （1） 平成29年7月6日及び同月7日 午前9時から午後7時まで<br>（2） 平成29年7月10日 午前9時から午後4時30分まで                      |  |
| 6 開札の場所及び日時                    | 場所  | 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課  |
|                                | 日時  | 平成29年7月19日 午前9時15分   |
| 7 入札及び契約に関する条件                 | 最低制限価格  | 設ける。   |
|                                | 入札保証金   | 免除する。  |
|                                | 契約保証金   | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。  |
| 8 入札の無効                        | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。  |  |

|   |   |
|---|---|
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札</li> <li>(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札</li> <li>(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札</li> <li>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札</li> </ul>  |
| 9 その他   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</li> <li>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</li> <li>(3) 下請代金の総額が3,000万円以上（建築一式工事においては4,500万円以上）の場合、以下に定める届出の義務を履行していない一次下請建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）名等を建設業担当部局（福岡県建築指導課等）に通報する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務</li> <li>イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務</li> <li>ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務</li> </ul> </li> <li>(4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</li> </ul> |
| <p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注4 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。</p> <p>注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第25条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注7 北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第25条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p> |   |

北九州市公告第441号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年6月21日

北九州市長 北橋健治

|                                |   |  |
|--------------------------------|---|--|
| 1 工事概要                         | 工事名   | 都市モノレール小倉線RC支柱補修補強工事（29-2）   |
|                                | 工事場所  | 北九州市小倉北区片野三丁目ほか  |
|                                | 工事内容  | 工事延長 1,614メートル ほか  |
|                                | 工期  | 請負契約締結の日から平成30年3月15日まで   |
|                                | 予定価格  | 9,050万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）   |
|                                | 総合評価落札方式  | 適用する。ただし、一括審査方式とする。詳細を入札説明書で必ず確認すること。  |
|                                | 受発注者間情報共有システム   | 試行対象としない。  |
| 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。） | 登録  | 建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。  |
|                                | 登録工種  | 土木工事（希望順位が第1順位であること。）  |
|                                | 等級（注2）  | A  |
|                                | 許可  | 土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。   |
|                                | 所在地   | 本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。   |
|                                | 実績  | 平成24年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争で参加資格有りとしたものも含む。）又は契約の実績があること。  |
|                                | 手持工事等   | （1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が平成28年度又は平成29年度に発注した予定価格（注4）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中（受発注者間情報共有システム試行対象工事を落札した者で契約手続中のものを含む。）でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。<br>ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。<br>イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。<br>ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。<br>（2） 本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で平成29年6月19日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。 |
| 技術者                            | この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。 |  |
| その他                            | 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。   |  |
| 3 契約条項を示す場所及び期間                | 場所  | 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課  |
|                                | 期間  | この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで  |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間             |   | （1） この公告の日から平成29年6月26日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで<br>（2） 平成29年6月27日 午前9時から正午まで  |
| 5 入札書の受付期間                     |   | （1） 平成29年7月6日及び同月7日 午前9時から午後7時まで<br>（2） 平成29年7月10日 午前9時から午後4時30分まで   |
| 6 開札の場所及び日時                    | 場所  | 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課  |
|                                | 日時  | 平成29年7月19日 午前9時30分   |
| 7 入札及び契約に関する条件                 | 最低制限価格  | 設ける。   |
|                                | 入札保証金   | 免除する。  |
|                                | 契約保証金   | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。  |
| 8 入札の無効                        |   | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。   |

|   |   |
|---|---|
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札</li> <li>(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札</li> <li>(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札</li> <li>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札</li> </ul>  |
| 9 その他   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</li> <li>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</li> <li>(3) 下請代金の総額が3,000万円以上（建築一式工事においては4,500万円以上）の場合、以下に定める届出の義務を履行していない一次下請建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）名等を建設業担当部局（福岡県建築指導課等）に通報する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務</li> <li>イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務</li> <li>ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務</li> </ul> </li> <li>(4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</li> </ul> |
| <p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注4 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。</p> <p>注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第25条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注7 北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第25条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p> |   |

北九州市公告第442号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年6月21日

北九州市長 北橋 健治

|                                |  |   |
|--------------------------------|--|---|
| 1 工事概要                         | 工事名  | 脇之浦地区増殖場造成及び藍島漁港－3m岸壁整備工事(29)   |
|                                | 工事場所   | 北九州市若松区響町三丁目地先ほか  |
|                                | 工事内容   | 増殖場造成 10,000平方メートル ほか   |
|                                | 工期   | 請負契約締結の日から平成30年1月31日まで  |
|                                | 予定価格   | 1億255万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）  |
|                                | 総合評価落札方式   | 適用しない。  |
|                                | 受発注者間情報共有システム  | 試行対象としない。   |
| 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。） | 登録   | 建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。   |
|                                | 登録工種   | 港湾工事（希望順位を問わない。）  |
|                                | 等級（注2）   | A   |
|                                | 指数   | 平成29・30年度北九州市建設工事入札参加資格審査申請の際に提出した経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「建設工事の種類」「010土木一式」の「総合評定値（P）」が1,200点未満であること。   |
|                                | 許可   | 土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。  |
|                                | 所在地  | 本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。  |
|                                | 実績   | 平成24年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争で参加資格有りとしたものも含む。）又は契約の実績があること。 |
| 手持工事等                          | 本件開札日に、この工事より先行して技術監理局契約部契約課において開札する予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の港湾工事の落札者でないこと。  |   |
| 技術者                            | この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。  |   |
| その他                            | 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。  |   |
| 3 契約条項を示す場所及び期間                | 場所   | 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課   |
|                                | 期間   | この公告の日から本件開札日まで（注4）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで   |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間             | (1) この公告の日から平成29年6月26日まで（注4）の毎日午前9時から午後4時30分まで<br>(2) 平成29年6月27日 午前9時から正午まで  |   |
| 5 入札書の受付期間                     | (1) 平成29年7月6日及び同月7日 午前9時から午後7時まで<br>(2) 平成29年7月10日 午前9時から午後4時30分まで   |   |
|                                | 開札の場所及び日時  | 場所 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課<br>日時 平成29年7月11日 午前10時25分  |
| 7 入札及び契約に関する条件                 | 最低制限価格   | 設ける。  |
|                                | 入札保証金  | 免除する。   |
|                                | 契約保証金  | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。   |
| 8 入札の無効                        | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。<br>(1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札<br>(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札<br>(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札<br>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札   |   |
| 9 その他                          | (1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。<br>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。<br>(3) 下請代金の総額が3,000万円以上（建築一式工事においては4,500万円以上）の場合、以下に定める届出の義務を履行していない一次下請建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）名等を建設業担当部局（福岡県建築指導課等）に通報する。<br>ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務<br>イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務 |   |



ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務  
(4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。

注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。

注4 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第443号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年6月21日

北九州市長 北橋健治

|                                |  |  |
|--------------------------------|--|--|
| 1 工事概要                         | 工事名  | 中央町穴生線（青山工区）公園連絡橋下部工工事（29-1）   |
|                                | 工事場所   | 北九州市八幡西区山寺町ほか  |
|                                | 工事内容   | 橋脚工 1基 ほか  |
|                                | 工期   | 請負契約締結の日から平成30年1月31日まで   |
|                                | 予定価格   | 3,748万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）   |
|                                | 総合評価落札方式   | 適用しない。   |
|                                | 受発注者間情報共有システム  | 試行対象としない。  |
| 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。） | 登録   | 建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。  |
|                                | 登録工種   | 土木工事（希望順位が第1順位であること。）  |
|                                | 等級（注2）   | A  |
|                                | 許可   | 土木工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。   |
|                                | 所在地  | 本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。   |
|                                | 実績   | 平成24年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとしたものを含む。）又は契約の実績があること。  |
|                                | 手持工事等  | （1）競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が平成28年度又は平成29年度に発注した予定価格（注4）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中（受発注者間情報共有システム試行対象工事を落札した者で契約手続中のものを含む。）でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。<br>ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。<br>イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。<br>ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。<br>（2）本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で平成29年6月19日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。 |
| 技術者                            | この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。 |  |
| その他                            | 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。  |  |
| 3 契約条項を示す場所及び期間                | 場所   | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課   |
| 期間                             | この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで  |  |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間             | （1）この公告の日から平成29年6月26日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで<br>（2）平成29年6月27日 午前9時から正午まで  |  |
| 5 入札書の受付期間                     | （1）平成29年7月6日及び同月7日 午前9時から午後7時まで<br>（2）平成29年7月10日 午前9時から午後4時30分まで   |  |
| 6 開札の場所及び日時                    | 場所   | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課   |
| 日時                             | 平成29年7月11日 午前9時15分   |  |
| 7 入札及び契約に関する条件                 | 最低制限価格   | 設ける。   |
|                                | 入札保証金  | 免除する。  |
|                                | 契約保証金  | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。  |
| 8 入札の無効                        | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。<br>（1）この公告に示した競争参加資格のない者のした入札   |  |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札</p> <p>(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札</p> <p>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札</p>   |
| 9 その他  | <p>(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) 下請代金の総額が3,000万円以上（建築一式工事においては4,500万円以上）の場合、以下に定める届出の義務を履行していない一次下請建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）名等を建設業担当部局（福岡県建築指導課等）に通報する。</p> <p>ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務</p> <p>イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務</p> <p>ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務</p> <p>(4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</p> |
| <p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注4 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。</p> <p>注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第25条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注7 北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第25条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p> |  |

北九州市上下水道局公告第90号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年6月21日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

|                                |   |  |
|--------------------------------|---|--|
| 1 工事概要                         | 工事名   | 下石田二丁目地内雨水（その2）管渠築造工事  |
|                                | 工事場所  | 北九州市小倉南区下石田二丁目   |
|                                | 工事内容  | 既成ボックス 1,500ミリメートル×1,200ミリメートル 管渠工（開削） 78.1メートル ほか   |
|                                | 工期  | 請負契約締結の日から185日間  |
|                                | 予定価格  | 7,503万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）   |
|                                | 総合評価落札方式  | 適用しない。   |
|                                | 受発注者間情報共有システム   | 試行対象としない。  |
| 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。） | 登録  | 建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。   |
|                                | 登録工種  | 土木工事（希望順位が第1順位であること。）  |
|                                | 等級（注2）  | A  |
|                                | 許可  | 土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。   |
|                                | 所在地   | 本店または主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。  |
|                                | 実績  | 平成24年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認めたものも含む。）又は契約の実績があること。   |
|                                | 手持工事等   | （1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が平成28年度又は平成29年度に発注した予定価格（注4）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中（受発注者間情報共有システム試行対象工事を落札した者で契約手続中のものを含む。）でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。<br>ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。<br>イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。<br>ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。<br>（2） 本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で平成29年6月19日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。 |
| 技術者                            | この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。 |  |
| その他                            | 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。   |  |
| 3 契約条項を示す場所及び期間                | 場所  | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課   |
|                                | 期間  | この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで  |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間             | (1)   | この公告の日から平成29年6月26日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで   |
|                                | (2)   | 平成29年6月27日 午前9時から正午まで  |
| 5 入札書の受付期間                     | (1)   | 平成29年7月6日及び同月7日 午前9時から午後7時まで   |
|                                | (2)   | 平成29年7月10日 午前9時から午後4時30分まで   |
| 6 開札の場所及び日時                    | 場所  | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課   |
|                                | 日時  | 平成29年7月11日 午前9時45分   |

|   |   |   |
|---|---|---|
| 7 入札及び契約に関する条件  | 最低制限価格  | 設ける。  |
|   | 入札保証金   | 免除する。   |
|   | 契約保証金   | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。 |
| 8 入札の無効   | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。<br>(1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札<br>(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札<br>(3) 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札<br>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札  |   |
| 9 その他   | (1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。<br>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。<br>(3) 下請代金の総額が3,000万円以上(建築一式工事においては4,500万円以上)の場合、以下に定める届出の義務を履行していない一次下請建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)名等を建設業担当部局(福岡県建築指導課等)に通報する。<br>ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務<br>イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務<br>ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務<br>(4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課(電話 093-582-2256)とする。 |   |
| 注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程(平成6年北九州市水道局管理規程第8号)第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第59号)第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。 |   |   |
| 注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。   |   |   |
| 注3 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第6条に規定する主たる営業所をいう。  |   |   |
| 注4 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。   |   |   |
| 注5 北九州市工事請負契約約款第20条(上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第20条)に規定する工事の施工の一時中止をいう。                       |   |   |
| 注6 北九州市工事請負契約約款第25条第5項及び第6項(上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項)に規定する契約金額の変更をいう。  |   |   |
| 注7 北九州市工事請負契約約款第25条第7項(上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第25条第7項)に規定する協議をいう。                      |   |   |
| 注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。                                 |   |   |

北九州市上下水道局公告第91号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年6月21日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

|                                |               |  |
|--------------------------------|---------------|--|
| 1 工事概要                         | 工事名           | 八枝二丁目配水管布設替工事  |
|                                | 工事場所          | 北九州市八幡西区八枝二丁目地内  |
|                                | 工事内容          | 鑄鉄管据付工 内径400ミリメートル 372メートル ほか  |
|                                | 工期            | 請負契約締結の日から140日間  |
|                                | 予定価格          | 3,648万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）   |
|                                | 総合評価落札方式      | 適用しない。   |
|                                | 受発注者間情報共有システム | 試行対象としない。  |
| 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。） | 登録            | 建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。   |
|                                | 登録工種          | 水道施設工事   |
|                                | 等級（注2）        | A  |
|                                | 許可            | 水道施設工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。   |
|                                | 所在地           | 本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。   |
|                                | 実績            | 平成24年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事又は土木工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認められたものを含む。）又は契約の実績があること。   |
|                                | 手持工事等         | 本市が発注した予定価格2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事（管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で平成29年6月19日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。  |
| 3 契約条項を示す場所及び期間                | 技術者           | この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。   |
|                                | その他           | 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。  |
|                                | 場所            | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課   |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間             | 期間            | この公告の日から本件開札日まで（注4）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで  |
|                                |               | (1) この公告の日から平成29年6月26日まで（注4）の毎日午前9時から午後4時30分まで<br>(2) 平成29年6月27日 午前9時から正午まで  |
| 5 入札書の受付期間                     |               | (1) 平成29年7月6日及び同月7日 午前9時から午後7時まで<br>(2) 平成29年7月10日 午前9時から午後4時30分まで   |
|                                | 6 開札の場所及び日時   | 場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課<br>日時 平成29年7月11日 午前9時50分   |
| 7 入札及び契約に関する条件                 | 最低制限価格        | 設ける。   |
|                                | 入札保証金         | 免除する。  |
|                                | 契約保証金         | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。  |
| 8 入札の無効                        |               | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。<br>(1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札<br>(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札<br>(3) 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札<br>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札   |
|                                | 9 その他         | (1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。<br>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。<br>(3) 下請代金の総額が3,000万円以上（建築一式工事においては4,500万円以上）の場合、以下に定める届出の義務を履行していない一次下請建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）名等を建設業担当部局（福岡県建築指導課等）に通報する。<br>ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務<br>イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務 |

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務  
(4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。

注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。

注4 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市上下水道局公告第92号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年6月21日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

|                                |   |  |
|--------------------------------|---|--|
| 1 工事概要                         | 工事名   | 赤岩町配水管布設替工事  |
|                                | 工事場所  | 北九州市若松区赤岩町地内   |
|                                | 工事内容  | 铸铁管据付工 内径150ミリメートル 422.7メートル ほか  |
|                                | 工期  | 請負契約締結の日から平成30年1月31日まで   |
|                                | 予定価格  | 3,507万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）   |
|                                | 総合評価落札方式  | 適用しない。   |
|                                | 受発注者間情報共有システム   | 試行対象としない。  |
| 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。） | 登録  | 建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。   |
|                                | 登録工種  | 水道施設工事   |
|                                | 等級（注2）  | A  |
|                                | 許可  | 水道施設工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。   |
|                                | 所在地   | 本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。   |
|                                | 実績  | 平成24年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事又は土木工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認められたものを含む。）又は契約の実績があること。   |
| 手持工事等                          | 本市が発注した予定価格2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事（管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で平成29年6月19日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。 |  |
| 技術者                            | この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。        |  |
| その他                            | 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。   |  |
| 3 契約条項を示す場所及び期間                | 場所  | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課   |
|                                | 期間  | この公告の日から本件開札日まで（注4）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで  |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間             |   | （1） この公告の日から平成29年6月26日まで（注4）の毎日午前9時から午後4時30分まで<br>（2） 平成29年6月27日 午前9時から正午まで  |
| 5 入札書の受付期間                     |   | （1） 平成29年7月6日及び同月7日 午前9時から午後7時まで<br>（2） 平成29年7月10日 午前9時から午後4時30分まで   |
|                                | 開札の場所及び日時   | 場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課<br>日時 平成29年7月11日 午前9時55分   |
| 7 入札及び契約に関する条件                 | 最低制限価格  | 設ける。   |
|                                | 入札保証金   | 免除する。  |
|                                | 契約保証金   | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。  |
| 8 入札の無効                        |   | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。<br>（1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札<br>（2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札<br>（3） 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札<br>（4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札   |
| 9 その他                          |   | （1） この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。<br>（2） 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。<br>（3） 下請代金の総額が3,000万円以上（建築一式工事においては4,500万円以上）の場合、以下に定める届出の義務を履行していない一次下請建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）名等を建設業担当部局（福岡県建築指導課等）に通報する。<br>ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務<br>イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務 |



ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務  
(4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。

注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。

注4 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市上下水道局公告第93号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年6月21日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

|                                |               |  |
|--------------------------------|---------------|--|
| 1 工事概要                         | 工事名           | 黒崎三丁目配水管布設替工事  |
|                                | 工事場所          | 北九州市八幡西区黒崎三丁目地内  |
|                                | 工事内容          | 鑄鉄管据付工 内径100ミリメートル 412.7メートル ほか  |
|                                | 工期            | 請負契約締結の日から180日間  |
|                                | 予定価格          | 3,408万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）   |
|                                | 総合評価落札方式      | 適用しない。   |
|                                | 受発注者間情報共有システム | 試行対象としない。  |
| 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。） | 登録            | 建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。   |
|                                | 登録工種          | 水道施設工事   |
|                                | 等級（注2）        | A  |
|                                | 許可            | 水道施設工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。   |
|                                | 所在地           | 本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。   |
|                                | 実績            | 平成24年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事又は土木工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認められたものを含む。）又は契約の実績があること。   |
|                                | 手持工事等         | 本市が発注した予定価格2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事（管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で平成29年6月19日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。  |
| 3 契約条項を示す場所及び期間                | 技術者           | この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。   |
|                                | その他           | 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。  |
|                                | 場所            | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課   |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間             | 期間            | この公告の日から本件開札日まで（注4）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで  |
|                                |               | (1) この公告の日から平成29年6月26日まで（注4）の毎日午前9時から午後4時30分まで<br>(2) 平成29年6月27日 午前9時から正午まで  |
| 5 入札書の受付期間                     |               | (1) 平成29年7月6日及び同月7日 午前9時から午後7時まで<br>(2) 平成29年7月10日 午前9時から午後4時30分まで   |
|                                | 6 開札の場所及び日時   | 場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課<br>日時 平成29年7月11日 午前10時00分  |
| 7 入札及び契約に関する条件                 | 最低制限価格        | 設ける。   |
|                                | 入札保証金         | 免除する。  |
|                                | 契約保証金         | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。  |
| 8 入札の無効                        |               | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。<br>(1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札<br>(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札<br>(3) 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札<br>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札   |
| 9 その他                          |               | (1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。<br>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。<br>(3) 下請代金の総額が3,000万円以上（建築一式工事においては4,500万円以上）の場合、以下に定める届出の義務を履行していない一次下請建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）名等を建設業担当部局（福岡県建築指導課等）に通報する。<br>ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務<br>イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務 |

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務  
(4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。

注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。

注4 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市上下水道局公告第94号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年6月21日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

|                                |               |  |
|--------------------------------|---------------|--|
| 1 工事概要                         | 工事名           | 湯川五丁目配水管布設替工事  |
|                                | 工事場所          | 北九州市小倉南区湯川五丁目地内  |
|                                | 工事内容          | 铸铁管据付工 内径300ミリメートル 280.8メートル ほか  |
|                                | 工期            | 請負契約締結の日から115日間  |
|                                | 予定価格          | 2,990万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）   |
|                                | 総合評価落札方式      | 適用しない。   |
|                                | 受発注者間情報共有システム | 試行対象としない。  |
| 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。） | 登録            | 建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。   |
|                                | 登録工種          | 水道施設工事（希望順位は問わない。）   |
|                                | 等級（注2）        | A  |
|                                | 許可            | 水道施設工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。   |
|                                | 所在地           | 本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。   |
|                                | 実績            | 平成24年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事又は土木工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認められたものを含む。）又は契約の実績があること。   |
|                                | 手持工事等         | 本市が発注した予定価格2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事（管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で平成29年6月19日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。  |
| 3 契約条項を示す場所及び期間                | 技術者           | この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。  |
|                                | その他           | 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。  |
|                                | 場所            | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課   |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間             | 期間            | この公告の日から本件開札日まで（注4）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで  |
|                                |               | (1) この公告の日から平成29年6月26日まで（注4）の毎日午前9時から午後4時30分まで<br>(2) 平成29年6月27日 午前9時から正午まで  |
| 5 入札書の受付期間                     |               | (1) 平成29年7月6日及び同月7日 午前9時から午後7時まで<br>(2) 平成29年7月10日 午前9時から午後4時30分まで   |
|                                | 6 開札の場所及び日時   | 場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課<br>日時 平成29年7月11日 午前10時05分  |
| 7 入札及び契約に関する条件                 | 最低制限価格        | 設ける。   |
|                                | 入札保証金         | 免除する。  |
|                                | 契約保証金         | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。  |
| 8 入札の無効                        |               | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。<br>(1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札<br>(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札<br>(3) 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札<br>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札   |
| 9 その他                          |               | (1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。<br>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。<br>(3) 下請代金の総額が3,000万円以上（建築一式工事においては4,500万円以上）の場合、以下に定める届出の義務を履行していない一次下請建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）名等を建設業担当部局（福岡県建築指導課等）に通報する。<br>ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務<br>イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務 |

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

（4）本工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることができる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照すること。

（5）この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。

注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。

注4 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市上下水道局公告第95号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年6月21日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

|                                |               |  |
|--------------------------------|---------------|--|
| 1 工事概要                         | 工事名           | 白銀二丁目他配水管布設替工事   |
|                                | 工事場所          | 北九州市小倉北区白銀二丁目地内ほか  |
|                                | 工事内容          | 铸铁管据付工（GX形） 内径150ミリメートル 194.4メートル ほか   |
|                                | 工期            | 請負契約締結の日から140日間  |
|                                | 予定価格          | 2,532万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）   |
|                                | 総合評価落札方式      | 適用しない。   |
|                                | 受発注者間情報共有システム | 試行対象としない。  |
| 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。） | 登録            | 建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。   |
|                                | 登録工種          | 水道施設工事（希望順位は問わない。）   |
|                                | 等級（注2）        | A  |
|                                | 許可            | 水道施設工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。   |
|                                | 所在地           | 本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。   |
|                                | 実績            | 平成24年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事又は土木工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認められたものを含む。）又は契約の実績があること。   |
|                                | 手持工事等         | 本市が発注した予定価格2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事（管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で平成29年6月19日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。  |
| 3 契約条項を示す場所及び期間                | 技術者           | この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。  |
|                                | その他           | 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。  |
|                                | 場所            | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課   |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間             | 期間            | この公告の日から本件開札日まで（注4）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで  |
|                                |               | (1) この公告の日から平成29年6月26日まで（注4）の毎日午前9時から午後4時30分まで<br>(2) 平成29年6月27日 午前9時から正午まで  |
| 5 入札書の受付期間                     |               | (1) 平成29年7月6日及び同月7日 午前9時から午後7時まで<br>(2) 平成29年7月10日 午前9時から午後4時30分まで   |
|                                | 6 開札の場所及び日時   | 場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課<br>日時 平成29年7月11日 午前10時10分  |
| 7 入札及び契約に関する条件                 | 最低制限価格        | 設ける。   |
|                                | 入札保証金         | 免除する。  |
|                                | 契約保証金         | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。  |
| 8 入札の無効                        |               | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。<br>(1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札<br>(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札<br>(3) 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札<br>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札   |
| 9 その他                          |               | (1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。<br>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。<br>(3) 下請代金の総額が3,000万円以上（建築一式工事においては4,500万円以上）の場合、以下に定める届出の義務を履行していない一次下請建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）名等を建設業担当部局（福岡県建築指導課等）に通報する。<br>ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務<br>イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務 |

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

（4）本工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることができる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照すること。

（5）この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。

注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。

注4 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市上下水道局公告第96号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年6月21日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

|                                |               |  |
|--------------------------------|---------------|--|
| 1 工事概要                         | 工事名           | 北湊町配水管布設替工事  |
|                                | 工事場所          | 北九州市若松区北湊町地内   |
|                                | 工事内容          | 铸铁管据付工 内径100ミリメートル 414.1メートル ほか  |
|                                | 工期            | 請負契約締結の日から145日間  |
|                                | 予定価格          | 2,512万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）   |
|                                | 総合評価落札方式      | 適用しない。   |
|                                | 受発注者間情報共有システム | 試行対象としない。  |
| 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。） | 登録            | 建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。   |
|                                | 登録工種          | 水道施設工事（希望順位は問わない。）   |
|                                | 等級（注2）        | A  |
|                                | 許可            | 水道施設工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。   |
|                                | 所在地           | 本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。   |
|                                | 実績            | 平成24年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事又は土木工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。           |
|                                | 手持工事等         | 本市が発注した予定価格2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事（管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で平成29年6月19日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。  |
| 3 契約条項を示す場所及び期間                | 技術者           | この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。  |
|                                | その他           | 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。  |
|                                | 場所            | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課   |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間             | 期間            | この公告の日から本件開札日まで（注4）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで  |
|                                |               | (1) この公告の日から平成29年6月26日まで（注4）の毎日午前9時から午後4時30分まで<br>(2) 平成29年6月27日 午前9時から正午まで  |
| 5 入札書の受付期間                     |               | (1) 平成29年7月6日及び同月7日 午前9時から午後7時まで<br>(2) 平成29年7月10日 午前9時から午後4時30分まで   |
|                                | 6 開札の場所及び日時   | 場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課<br>日時 平成29年7月11日 午前10時15分  |
| 7 入札及び契約に関する条件                 | 最低制限価格        | 設ける。   |
|                                | 入札保証金         | 免除する。  |
|                                | 契約保証金         | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。  |
| 8 入札の無効                        |               | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。<br>(1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札<br>(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札<br>(3) 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札<br>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札 |
|                                | 9 その他         |  |



ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務  
（4）本工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることができる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照すること。  
（5）この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。

注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。  
注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。  
注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。  
注4 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市上下水道局公告第97号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年6月21日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

|                                |               |  |
|--------------------------------|---------------|--|
| 1 工事概要                         | 工事名           | 東本町二丁目配水管布設替工事   |
|                                | 工事場所          | 北九州市門司区東本町二丁目地内  |
|                                | 工事内容          | 鑄鉄管据付工 内径250ミリメートル（GX形） 170メートル ほか   |
|                                | 工期            | 請負契約締結の日から115日間  |
|                                | 予定価格          | 2,452万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）   |
|                                | 総合評価落札方式      | 適用しない。   |
|                                | 受発注者間情報共有システム | 試行対象としない。  |
| 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。） | 登録            | 建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。   |
|                                | 登録工種          | 水道施設工事（希望順位は問わない。）   |
|                                | 等級（注2）        | A  |
|                                | 許可            | 水道施設工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。   |
|                                | 所在地           | 本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。   |
|                                | 実績            | 平成24年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事又は土木工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。   |
|                                | 手持工事等         | 本市が発注した予定価格2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事（管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で平成29年6月19日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。  |
| 3 契約条項を示す場所及び期間                | 技術者           | この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。  |
|                                | その他           | 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。  |
|                                | 場所            | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課   |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間             | 期間            | この公告の日から本件開札日まで（注4）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで  |
|                                |               | (1) この公告の日から平成29年6月26日まで（注4）の毎日午前9時から午後4時30分まで<br>(2) 平成29年6月27日 午前9時から正午まで  |
| 5 入札書の受付期間                     |               | (1) 平成29年7月6日及び同月7日 午前9時から午後7時まで<br>(2) 平成29年7月10日 午前9時から午後4時30分まで   |
|                                | 6 開札の場所及び日時   | 場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課<br>日時 平成29年7月11日 午前10時20分  |
| 7 入札及び契約に関する条件                 | 最低制限価格        | 設ける。   |
|                                | 入札保証金         | 免除する。  |
|                                | 契約保証金         | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。  |
| 8 入札の無効                        |               | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。<br>(1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札<br>(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札<br>(3) 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札<br>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札   |
| 9 その他                          |               | (1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。<br>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。<br>(3) 下請代金の総額が3,000万円以上（建築一式工事においては4,500万円以上）の場合、以下に定める届出の義務を履行していない一次下請建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）名等を建設業担当部局（福岡県建築指導課等）に通報する。<br>ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務<br>イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務 |

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務  
（4）本工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることができる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照すること。  
（5）この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。

注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。  
注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。  
注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。  
注4 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。